

政策会議付議事案書 (令和4年4月19日)

提案課名 財政課 建築指導課
報告者名 小山田範人 小谷幹夫

事案名	秦野市手数料条例の一部を改正することについて	資料 有
目的・必要性	<p>「長期優良住宅の普及の促進に関する法律（以下「長期優良住宅法」という。）」及び「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下「省エネ法」という。）」のそれぞれ一部を改正する法律の施行に伴い、秦野市手数料条例の一部を次のとおり改正するものです。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 長期優良住宅法の一部改正により、建築行為のない既存住宅の認定制度が新設されることを受け、長期優良住宅建築等計画の認定申請手数料の額を改正するもの。 2 省エネ法の一部改正後の運用において、申請者の経済的負担を軽減し、省エネをより推進するため、認定等の申請床面積の区分を細分化し、申請手数料の額等を改正するもの。 	
経過・検討結果	<p>【法律の公布経過】 長期優良住宅法 令和3年11月25日 住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律（長期優良住宅法の一部改正関係） 公布</p> <p>令和4年 10月1日 改正施行期日</p> <p>【法律の公布経過】 省エネ法 令和元年 5月17日 改正法 公布</p> <p>令和元年11月16日 改正法 一部施行（6月以内）</p> <p>令和2月 9月 4日 国からの事務連絡（手数料の設定関係）</p> <p>令和3年 4月 1日 改正法 施行</p>	

決定等を要する事項

秦野市手数料条例の一部を、次のとおり改めること。

- 1 建築行為のない既存住宅に係る長期優良住宅建築等計画の認定申請手数料を設けること。

(参考)

長期優良住宅法の一部改正により、建築行為のない既存住宅の認定制度が新設され、認定手数料については、既存住宅の劣化事象及び過去の設計図書等に関する確認の作業時間が必要となるため、増改築のものと同額（新築の1.5倍の額）とする（神奈川県内の会議にて統一見解）。

※ 詳細は別紙資料のとおり

- 2 省エネ法に係る申請手数料について、申請床面積の区分のうち領域「300平方メートル以上2,000平方メートル未満」の部分を分割し、「300平方メートル以上1,000平方メートル未満」と「1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満」の二つの領域に分け、申請手数料の額を改正すること。

(参考)

	申請床面積		手数料の額
	現行	改定後	
区分	300 ~ 2,000㎡未満	300 ~ 1,000㎡未満	別紙資料のとおり 申請種類及び計算方法の別による
		1,000 ~ 2,000㎡未満	

※ 詳細は別紙資料のとおり

これに併せて、複数棟の認定申請及び評価方法の追加に対応するため、一部条文の整理を行うものです。

今後の取扱い

- 1 令和4年6月 令和4年6月市議会定例会に条例改正議案を提出
- 2 公布の日 省エネ法に係る認定手数料の改正条例施行
改正の周知(ホームページ、主な事業者への通知等)
- 3 令和4年10月1日 長期優良住宅建築等計画の認定手数料の改正条例施行
改正の周知(ホームページ、主な事業者への通知等)

秦野市手数料条例の一部を改正することについて

秦野市手数料条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和4年6月 日提出

秦野市長 高橋昌和

提案理由

次の理由により改正するものであります。

- (1) 次に掲げる事務について、本市が徴収する手数料及びその額を定めること。
 - ア 長期優良住宅の普及の促進に関する法律の一部改正により、新たに実施する長期優良住宅の認定制度を受けていない既存住宅に対する認定事務
 - イ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部改正により、面積区分が細分化した建築物のエネルギー消費性能の確保のための性能適合性判定事務及び評価方法等が拡大した建築物のエネルギー消費性能の向上のための認定事務
- (2) 住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく日本住宅性能表示基準の改正に伴い、その等級の整理を行うこと。

秦野市手数料条例の一部を改正する条例

秦野市手数料条例（平成12年秦野市条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1第7項第1号ア中「（第3号）の次に「第6号ア及び第7号」を加え、同号イ中「額をいう。」の次に「第6号イ並びに」を加え、同項第3号中「額をいう。」の次に「第6号イ並びに」を加え、同項中第7号を第9号とし、第6号を第8号とし、第5号の次に次の2号を加える。

(6) 長期優良住宅維持保全計画の認定手数料 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 長期優良住宅法第6条第1項第1号に定める基準に適合していることについて、あらかじめ評価機関による審査を受けた場合 建築物の住戸の総数に応じ、次に掲げる額

(ア) 住戸の総数が1戸のとき。 1件につき12,000円

(イ) 住戸の総数が2戸以上5戸以下のとき。 1件につき23,000円

(ウ) 住戸の総数が6戸以上10戸以下のとき。 1件につき40,000円

(エ) 住戸の総数が11戸以上25戸以下のとき。 1件につき61,000円

(オ) 住戸の総数が26戸以上50戸以下のとき。 1件につき110,000円

(カ) 住戸の総数が51戸以上100戸以下のとき。 1件につき170,000円

(キ) 住戸の総数が101戸以上200戸以下のとき。 1件につき290,000円

(ク) 住戸の総数が201戸以上300戸以下のとき。 1件につき360,000円

(ケ) 住戸の総数が301戸以上のとき。 1件につき400,000円

イ ア以外の場合 建築物の住戸の総数に応じ、次に掲げる額に消費税等相当額を加えて得た額とアに掲げる額とを合計した額

- (ア) 住戸の総数が1戸のとき。 1件につき58,900円
- (イ) 住戸の総数が2戸以上5戸以下のとき。 1件につき
142,000円
- (ウ) 住戸の総数が6戸以上10戸以下のとき。 1件につき
228,000円
- (エ) 住戸の総数が11戸以上25戸以下のとき。 1件につき
464,000円
- (オ) 住戸の総数が26戸以上50戸以下のとき。 1件につき
823,000円
- (カ) 住戸の総数が51戸以上100戸以下のとき。 1件につき
1,450,000円
- (キ) 住戸の総数が101戸以上200戸以下のとき。 1件につき
2,650,000円
- (ク) 住戸の総数が201戸以上300戸以下のとき。 1件につき
3,800,000円
- (ケ) 住戸の総数が301戸以上のとき。 1件につき
4,680,000円

(7) 長期優良住宅維持保全計画の変更認定申請手数料 前号ア又はイに掲げる区分に応じ、それぞれに定める額（同号イに該当し、評価機関の審査を必要としない場合においては、同号イ中「次に掲げる額に消費税等相当額を加えて得た額」を「次に掲げる額」と読み替えて算出した額）に2分の1を乗じて得た額

別表第1第10項第1号ア（ア）中fをgとし、eをfとし、dをeとし、cをdとし、同号ア（ア）b中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号ア（ア）中bをcとし、aの次に次のように加える。

b 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のとき。 1件につき31,000円

別表第1第10項第1号ア（イ）中fをgとし、eをfとし、dをeとし、cをdとし、同号ア（イ）b中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号ア（イ）中bをcとし、aの次に次のように加える。

b 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のとき。 1件につき26,000円

別表第1第10項第1号イ（ア）中fをgとし、eをfとし、dをeとし、

cをdとし、同号イ（ア）b中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号イ（ア）中bをcとし、aの次に次のように加える。

b 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のとき。 1件につき290,000円

別表第1第10項第1号イ（イ）中fをgとし、eをfとし、dをeとし、cをdとし、同号イ（イ）b中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号イ（イ）中bをcとし、aの次に次のように加える。

b 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のとき。 1件につき110,000円

別表第1第10項第3号ア中「（日本住宅性能表示基準（平成13年国土交通省告示第1346号）別表1の断熱等性能等級の等級4に適合し、かつ、一次エネルギー消費量等級の等級5（平成28年3月31日までに建築を終えている建築物については、等級4又は等級5）に適合しているものに限る。）」を削り、同号ア（イ）b中（f）を（g）とし、（e）を（f）とし、（d）を（e）とし、（c）を（d）とし、同号ア（イ）b（b）中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号ア（イ）b中（b）を（c）とし、（a）の次に次のように加える。

(b) 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のとき。 1件につき16,000円

別表第1第10項第3号アに次のように加える。

(ウ) 2以上の建築物のとき（建築物省エネ法第34条第3項に規定する他の建築物を含む場合をいう。イ（ウ）において同じ。）。次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額を合計した額

a 申請に係る建築物（ア）又は（イ）の規定の例により算定した額

b 他の建築物（cに掲げるものを除く。）イ（ア）又は（イ）の規定の例により算定した額

c 他の建築物で、ア（ア）から（ウ）まで以外の部分に規定する場合に該当するもの（ア）又は（イ）の規定の例により算定した額

別表第1第10項第3号イ（イ）b中「基準省令第10条第1号イ（1）」を「基準省令第1条第1号ただし書若しくは基準省令第10条第1号ただし書又は同号イ（1）」に改め、（f）を（g）とし、（e）を（f）とし、（d）を（e）とし、（c）を（d）とし、同号イ（イ）b（b）中「300平方メ

ートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号イ（イ）b中（b）を（c）とし、（a）の次に次のように加える。

(b) 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のとき。 1件につき290,000円

別表第1第10項第3号イ（イ）c中（f）を（g）とし、（e）を（f）とし、（d）を（e）とし、（c）を（d）とし、同号イ（イ）c（b）中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号イ（イ）c中（b）を（c）とし、（a）の次に次のように加える。

(b) 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のとき。 1件につき110,000円

別表第1第10項第3号イに次のように加える。

(ウ) 2以上の建築物のとき。 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額を合計した額

a 申請に係る建築物（ア）又は（イ）の規定の例により算定した額

b 他の建築物（cに掲げるものを除く。）（ア）又は（イ）の規定の例により算定した額

c 他の建築物で、ア（ア）から（ウ）まで以外の部分に規定する場合に該当するもの ア（ア）又は（イ）の規定の例により算定した額

別表第1第10項第7号ア中「（日本住宅性能表示基準別表1の断熱等性能等級の等級4に適合し、かつ、一次エネルギー消費量等級の等級4若しくは等級5（平成28年3月31日までに建築を終えている建築物については、等級3、等級4又は等級5）に適合しているものに限る。）」を削り、同号イ（イ）中「基準省令第1条第1項第2号イ（2）及びロ（2）」を「基準省令第1条第1項第2号イ（2）（i）及びロ（2）又は同号イ（3）及びロ（3）」に改め、同号イ（ウ）b中「ロ（2）」の次に「又は同号イ（3）及びロ（3）」を加え、同号イ（ウ）c中「基準省令第1条第1項第1号イ」の次に「又は基準省令第10条第1号ただし書」を加える。

附 則

この条例中別表第1第7項の改正規定は令和4年10月1日から、同表第10項の改正規定は公布の日から施行する。

議案第 号 秦野市手数料条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新	旧
<p>別表第1（第2条関係）</p> <p>1－6（略）</p> <p>7 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下この項において「長期優良住宅法」という。）関係手数料</p> <p>(1) 長期優良住宅建築等計画の認定手数料（長期優良住宅法第6条第2項の規定による申出をしない場合）次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア 長期優良住宅法第6条第1項第1号に定める基準に適合していることについて、あらかじめ住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（第3号、<u>第6号ア及び第7号</u>、次項第1号ア並びに第10項第3号ア及び第7号アにおいて「評価機関」という。）による審査を受けた場合 建築物の住戸の総数に応じ、次に掲げる額</p> <p>(ア)－(ツ)（略）</p> <p>イ ア以外の場合 建築物の住戸の総数に応じ、次に掲げる額に消費税等相当額（消費税法（昭和63年法律第108号）の規定に基づき算出した消費税額に地方税法（昭和</p>	<p>別表第1（第2条関係）</p> <p>1－6（略）</p> <p>7 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下この項において「長期優良住宅法」という。）関係手数料</p> <p>(1) 長期優良住宅建築等計画の認定手数料（長期優良住宅法第6条第2項の規定による申出をしない場合）次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア 長期優良住宅法第6条第1項第1号に定める基準に適合していることについて、あらかじめ住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（第3号、次項第1号ア並びに第10項第3号ア及び第7号アにおいて「評価機関」という。）による審査を受けた場合 建築物の住戸の総数に応じ、次に掲げる額</p> <p>(ア)－(ツ)（略）</p> <p>イ ア以外の場合 建築物の住戸の総数に応じ、次に掲げる額に消費税等相当額（消費税法（昭和63年法律第108号）の規定に基づき算出した消費税額に地方税法（昭和</p>

25年法律第226号)の規定に基づき算出した地方消費税額を加えて得た額をいう。第6号イ並びに次項第1号イ及び第3号イ(イ)において同じ。)を加えて得た額とアに掲げる額とを合計した額

(ア) - (ツ) (略)

(2) (略)

(3) 長期優良住宅建築等計画の変更認定申請手数料(長期優良住宅法第8条第2項において準用する長期優良住宅法第6条第2項の規定による申出をしない場合) 第1号ア又はイに掲げる区分に応じ、それぞれに定める額(同号イに該当し、評価機関の審査を必要としない場合においては、同号イ中「次に掲げる額に消費税等相当額(消費税法(昭和63年法律第108号)の規定に基づき算出した消費税額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定に基づき算出した地方消費税額を加えて得た額をいう。第6号イ並びに次項第1号イ及び第3号イ(イ)において同じ。)を加えて得た額」を「次に掲げる額」と読み替えて算出した額。次号において同じ。)に2分の1を乗じて得た額

(4)・(5) (略)

(6) 長期優良住宅維持保全計画の認定手数料 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 長期優良住宅法第6条第1項第1号に定める基準に適合

25年法律第226号)の規定に基づき算出した地方消費税額を加えて得た額をいう。次項第1号イ及び第3号イ(イ)において同じ。)を加えて得た額とアに掲げる額とを合計した額

(ア) - (ツ) (略)

(2) (略)

(3) 長期優良住宅建築等計画の変更認定申請手数料(長期優良住宅法第8条第2項において準用する長期優良住宅法第6条第2項の規定による申出をしない場合) 第1号ア又はイに掲げる区分に応じ、それぞれに定める額(同号イに該当し、評価機関の審査を必要としない場合においては、同号イ中「次に掲げる額に消費税等相当額(消費税法(昭和63年法律第108号)の規定に基づき算出した消費税額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定に基づき算出した地方消費税額を加えて得た額をいう。次項第1号イ及び第3号イ(イ)において同じ。)を加えて得た額」を「次に掲げる額」と読み替えて算出した額。次号において同じ。)に2分の1を乗じて得た額

(4)・(5) (略)

していることについて、あらかじめ評価機関による審査を受けた場合 建築物の住戸の総数に応じ、次に掲げる額

(ア) 住戸の総数が1戸のとき。 1件につき12,000円

(イ) 住戸の総数が2戸以上5戸以下のとき。 1件につき23,000円

(ウ) 住戸の総数が6戸以上10戸以下のとき。 1件につき40,000円

(エ) 住戸の総数が11戸以上25戸以下のとき。 1件につき61,000円

(オ) 住戸の総数が26戸以上50戸以下のとき。 1件につき110,000円

(カ) 住戸の総数が51戸以上100戸以下のとき。 1件につき170,000円

(キ) 住戸の総数が101戸以上200戸以下のとき。 1件につき290,000円

(ク) 住戸の総数が201戸以上300戸以下のとき。 1件につき360,000円

(ケ) 住戸の総数が301戸以上のとき。 1件につき400,000円

イ ア以外の場合 建築物の住戸の総数に応じ、次に掲げる

額に消費税等相当額を加えて得た額とアに掲げる額とを合計した額

(ア) 住戸の総数が1戸のとき。 1件につき58,900円

(イ) 住戸の総数が2戸以上5戸以下のとき。 1件につき142,000円

(ウ) 住戸の総数が6戸以上10戸以下のとき。 1件につき228,000円

(エ) 住戸の総数が11戸以上25戸以下のとき。 1件につき464,000円

(オ) 住戸の総数が26戸以上50以下のとき。 1件につき823,000円

(カ) 住戸の総数が51戸以上100戸以下のとき。 1件につき1,450,000円

(キ) 住戸の総数が101戸以上200戸以下のとき。 1件につき2,650,000円

(ク) 住戸の総数が201戸以上300戸以下のとき。 1件につき3,800,000円

(ケ) 住戸の総数が301戸以上のとき。 1件につき4,680,000円

(7) 長期優良住宅維持保全計画の変更認定申請手数料 前号ア

又はイに掲げる区分に応じ、それぞれに定める額（同号イに該当し、評価機関の審査を必要としない場合においては、同号イ中「次に掲げる額に消費税等相当額を加えて得た額」を「次に掲げる額」と読み替えて算出した額）に2分の1を乗じて得た額

(8)・(9) (略)

8・9 (略)

10 建築物省エネ法関係手数料

(1) 建築物エネルギー消費性能確保計画の適合性判定手数料

次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 工場等（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下この項において「基準省令」という。）第10条第1号に規定する工場等をいう。）の場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 非住宅部分（建築物の住宅部分以外の部分をいう。以下この項において同じ。基準省令第1条第1項第1号イの規定に係るものに限る。） 次に掲げる建築物の非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれに定める額

a (略)

b 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のとき。 1件につき31,000

(6)・(7) (略)

8・9 (略)

10 建築物省エネ法関係手数料

(1) 建築物エネルギー消費性能確保計画の適合性判定手数料

次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 工場等（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下この項において「基準省令」という。）第10条第1号に規定する工場等をいう。）の場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 非住宅部分（建築物の住宅部分以外の部分をいう。以下この項において同じ。基準省令第1条第1項第1号イの規定に係るものに限る。） 次に掲げる建築物の非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれに定める額

a (略)

円

c 床面積の合計が1,000平方メートル以上
2,000平方メートル未満のとき。 1件につき
43,000円

d-g (略)

(イ) 非住宅部分（基準省令第1条第1項第1号ロの規定に係るものに限る。） 次に掲げる建築物の非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれに定める額

a (略)

b 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のとき。 1件につき26,000

円

c 床面積の合計が1,000平方メートル以上
2,000平方メートル未満のとき。 1件につき
38,000円

d-g (略)

イ ア以外の場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 非住宅部分（基準省令第1条第1項第1号イの規定に係るものに限る。） 次に掲げる建築物の非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれに定める額

a (略)

b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき。 1件につき43,000

c-f (略)

(イ) 非住宅部分（基準省令第1条第1項第1号ロの規定に係るものに限る。） 次に掲げる建築物の非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれに定める額

a (略)

b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき。 1件につき38,000

c-f (略)

イ ア以外の場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 非住宅部分（基準省令第1条第1項第1号イの規定に係るものに限る。） 次に掲げる建築物の非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれに定める額

a (略)

b 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のとき。 1件につき
290,000円

c 床面積の合計が1,000平方メートル以上
2,000平方メートル未満のとき。 1件につき
370,000円

d - g (略)

(イ) 非住宅部分（基準省令第1条第1項第1号ロの規定に係るものに限る。） 次に掲げる建築物の非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれに定める額

a (略)

b 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のとき。 1件につき
110,000円

c 床面積の合計が1,000平方メートル以上
2,000平方メートル未満のとき。 1件につき
150,000円

d - g (略)

(2) (略)

(3) 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請手数料（建築物省エネ法第35条第2項の規定による申出をしない場合）次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき。 1件につき
370,000円

c - f (略)

(イ) 非住宅部分（基準省令第1条第1項第1号ロの規定に係るものに限る。） 次に掲げる建築物の非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれに定める額

a (略)

b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき。 1件につき
150,000円

c - f (略)

(2) (略)

(3) 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請手数料（建築物省エネ法第35条第2項の規定による申出をしない場合）次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 建築物省エネ法第35条第1項各号に掲げる基準に適合していることについて、あらかじめ判定機関若しくは評価機関による審査を受けた場合又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書について、あらかじめ評価機関から交付を受けた場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) (略)

(イ) 1の建築物（一戸建ての住宅を除き、同時に住宅部分の認定申請をしたものを含む。イ（イ）及び第7号イ（ウ）において同じ。）のとき。次に掲げる額のうち、認定申請に係るものを合計した額

a (略)

b 非住宅部分 次に掲げる建築物の非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれに定める額

(a) (略)

(b) 床面積の合計が300平方メートル以上

1,000平方メートル未満のとき。 1件につき

ア 建築物省エネ法第35条第1項各号に掲げる基準に適合していることについて、あらかじめ判定機関若しくは評価機関による審査を受けた場合又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書について、あらかじめ評価機関から交付を受けた場合 (日本住宅性能表示基準（平成13年国土交通省告示第1346号）別表1の断熱等性能等級の等級4に適合し、かつ、一次エネルギー消費量等級の等級5（平成28年3月31日までに建築を終えている建築物については、等級4又は等級5）に適合しているものに限る。) 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) (略)

(イ) 1の建築物（一戸建ての住宅を除き、同時に住宅部分の認定申請をしたものを含む。イ（イ）及び第7号イ（ウ）において同じ。）のとき。次に掲げる額のうち、認定申請に係るものを合計した額

a (略)

b 非住宅部分 次に掲げる建築物の非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれに定める額

(a) (略)

16,000円

(c) 床面積の合計が1,000平方メートル以上
2,000平方メートル未満のとき。1件につき
27,000円

(d)－(g) (略)

(ウ) 2以上の建築物のとき（建築物省エネ法第34条第3
項に規定する他の建築物を含む場合をいう。イ（ウ）に
おいて同じ。）。 次に掲げる区分に応じ、それぞれに
定める額を合計した額

a 申請に係る建築物（ア）又は（イ）の規定の例に
より算定した額

b 他の建築物（cに掲げるものを除く。）イ（ア）
又は（イ）の規定の例により算定した額

c 他の建築物で、ア（ア）から（ウ）まで以外の部分
に規定する場合に該当するもの（ア）又は（イ）の
規定の例により算定した額

イ ア以外の場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定め
る額

(ア) (略)

(イ) 1の建築物のとき。 次に掲げる額のうち、認定申請
に係るものを合計した額

a (略)

(b) 床面積の合計が300平方メートル以上、
2,000平方メートル未満のとき。1件につき
27,000円

(c)－(f) (略)

イ ア以外の場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定め
る額

(ア) (略)

(イ) 1の建築物のとき。 次に掲げる額のうち、認定申請
に係るものを合計した額

a (略)

b 非住宅部分（基準省令第1条第1号ただし書若しくは基準省令第10条第1号ただし書又は同号イ（1）及びロ（1）の規定に係るものに限る。）次に掲げる建築物の非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれに定める額

(a) (略)

(b) 床面積の合計が300平方メートル以上

1,000平方メートル未満のとき。1件につき
290,000円

(c) 床面積の合計が1,000平方メートル以上

2,000平方メートル未満のとき。1件につき
370,000円

(d)－(g) (略)

c 非住宅部分（基準省令第10条第1号イ（2）及びロ（2）の規定に係るものに限る。）次に掲げる建築物の非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれに定める額

(a) (略)

(b) 床面積の合計が300平方メートル以上

1,000平方メートル未満のとき。1件につき
110,000円

(c) 床面積の合計が1,000平方メートル以上

b 非住宅部分（基準省令第10条第1号イ（1）及びロ（1）の規定に係るものに限る。）次に掲げる建築物の非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれに定める額

(a) (略)

(b) 床面積の合計が300平方メートル以上

2,000平方メートル未満のとき。1件につき
370,000円

(c)－(f) (略)

c 非住宅部分（基準省令第10条第1号イ（2）及びロ（2）の規定に係るものに限る。）次に掲げる建築物の非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれに定める額

(a) (略)

(b) 床面積の合計が300平方メートル以上

2, 000平方メートル未満のとき。 1件につき

150, 000円

(d) - (g) (略)

(ウ) 2以上の建築物のとき。次に掲げる区分に応じ、そ

れぞれに定める額を合計した額

a 申請に係る建築物 (ア) 又は (イ) の規定の例に
より算定した額

b 他の建築物 (cに掲げるものを除く。) (ア) 又
は (イ) の規定の例により算定した額

c 他の建築物で、ア (ア) から (ウ) まで以外の部分
に規定する場合に該当するもの ア (ア) 又は (イ)
の規定の例により算定した額

(4) - (6) (略)

(7) 建築物エネルギー消費性能基準の認定申請手数料 次に掲
げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 建築物エネルギー消費性能基準に適合していることにつ
いて、あらかじめ判定機関若しくは評価機関による審査
を受けた場合、住宅の品質確保の促進等に関する法律第
6条第3項に規定する建設住宅性能評価書について、あ
らかじめ評価機関から交付を受けた場合又は建築物省エ
ネ法第12条第1項に規定する建築物エネルギー消費性
能適合性判定を受けた場合若しくは建築物省エネ法第

2, 000平方メートル未満のとき。 1件につき

150, 000円

(c) - (f) (略)

(4) - (6) (略)

(7) 建築物エネルギー消費性能基準の認定申請手数料 次に掲
げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 建築物エネルギー消費性能基準に適合していることにつ
いて、あらかじめ判定機関若しくは評価機関による審査
を受けた場合、住宅の品質確保の促進等に関する法律第
6条第3項に規定する建設住宅性能評価書について、あ
らかじめ評価機関から交付を受けた場合 (日本住宅性能
表示基準別表1の断熱等性能等級の等級4に適合し、か
つ、一次エネルギー消費量等級の等級4若しくは等級5

35条第1項各号若しくは低炭素法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることについて、あらかじめ本市の認定を受けた場合で、かつ、建築基準法第7条第5項、第7条の2第5項若しくは第18条第18項に規定する検査済証について、あらかじめ交付を受けた場合 第3号アに掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

イ ア以外の場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) (略)

(イ) 一戸建ての住宅（基準省令第1条第1項第2号イ（2）（i）及びロ（2）又は同号イ（3）及びロ（3）の規定に係るものに限る。）のとき。 次に掲げる建築物の床面積の区分に応じ、それぞれに定める額

a・b (略)

(ウ) 1の建築物のとき。 次に掲げる額のうち、認定申請に係るものを合計した額

a (略)

（平成28年3月31日までに建築を終えている建築物については、等級3、等級4又は等級5）に適合しているものに限る。）又は建築物省エネ法第12条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた場合若しくは建築物省エネ法第35条第1項各号若しくは低炭素法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることについて、あらかじめ本市の認定を受けた場合で、かつ、建築基準法第7条第5項、第7条の2第5項若しくは第18条第18項に規定する検査済証について、あらかじめ交付を受けた場合 第3号アに掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

イ ア以外の場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) (略)

(イ) 一戸建ての住宅（基準省令第1条第1項第2号イ（2）及びロ（2）の規定に係るものに限る。）のとき。 次に掲げる建築物の床面積の区分に応じ、それぞれに定める額

a・b (略)

(ウ) 1の建築物のとき。 次に掲げる額のうち、認定申請に係るものを合計した額

a (略)

b 住宅部分（基準省令第1条第1項第2号イ（2）及びロ（2）又は同号イ（3）及びロ（3）の規定に係るものに限る。） 次に掲げる建築物の住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれに定める額

(a)－(d) (略)

c 非住宅部分（基準省令第1条第1項第1号イ又は基準省令第10条第1号ただし書の規定に係るものに限る。） 第3号イ（イ）bに掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

d (略)

1 1 (略)

附 則

この条例中別表第1第7項の改正規定は令和4年10月1日から、同表第10項の改正規定は公布の日から施行する。

b 住宅部分（基準省令第1条第1項第2号イ（2）及びロ（2）の規定に係るものに限る。） 次に掲げる建築物の住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれに定める額

(a)－(d) (略)

c 非住宅部分（基準省令第1条第1項第1号イの規定に係るものに限る。） 第3号イ（イ）bに掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

d (略)

1 1 (略)

秦野市手数料条例の一部を改正することについて

長期優良住宅の普及の促進に関する法律及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律のそれぞれ一部改正に伴う手数料の見直し

1 長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係手数料の見直し

(1) 改正の概要

現行の長期優良住宅の認定制度は建築行為を前提とし、既存住宅については一定の性能を有するものであっても、増改築行為を行わない限り認定を取得できませんでした。この課題を解消するため、長期優良住宅の普及の促進に関する法律の一部改正により、建築行為のない優良な既存住宅を認定できる仕組みが創設されることに伴い、既存住宅に係る長期優良住宅の認定手数料（条文中「長期優良住宅維持保全計画の認定手数料」）の額を新たに設定するものです。

(2) 手数料条例改正の内容

建築行為のない既存住宅の認定手数料について、劣化事象及び過去の設計図書等に関する確認が必要となることから、増改築の認定手数料と同額の手数料を新たに設定します。

(3) 施行日

令和4年10月1日

2 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料の見直し

(1) 改正の概要

我が国のエネルギー需要構造のひっ迫の解消及び地球温暖化に係る「パリ協定」の目標達成のため、住宅・建築物の省エネルギー対策の強化が喫緊の課題であるという背景から、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）（略称：建築物省エネ法）が改正されました。この改正を受け、手数料条例における従来の床面積区分を一部細分化し、建築物の規模に応じた手数料の額を設定することにより、申請者の経済的負担を軽減することで省エネをより推進するため、認定等申請

手数料の額を改正するものです。

(2) 手数料条例改正の内容

国の調査において、建築物の床面積規模別割合は、延べ面積3百平方メートル以上2千平方メートル未満の建築物のうち、延べ面積1千平方メートル未満の建築物の割合が著しく大きいことを踏まえ、申請者の経済的負担を軽減し、省エネをより推進するため、床面積に応じた申請手数料の額を次のとおり細分化するものです。

(参考)

	申請床面積		手数料の額
	現行	改定後	
区分	300 ～ 2,000 m ² 未満	300 ～ 1,000 m ² 未満	申請種類及び計算方法 の別による
		1,000 ～ 2,000 m ² 未満	

※ 適合性判定の申請手数料については、**資料3-1**、認定の申請手数料については**資料3-2**のとおり。

これに併せて、複数棟の認定申請及び評価方法の追加に対応するため、一部条文の整理を行うものです。

(3) 施行日

公布の日

制度概要

新築 平成21年度から認定開始
 増改築 平成28年度から認定開始

手数料：一戸建ての住宅の場合

新築 8,000円 (令和4年3月定例会月会議において改正)

増改築 12,000円

(増改築の維持保全等の作業時間 新築の1.5倍)



◎建築行為のない既存住宅の認定 ⇒今回新設
 (建築行為時でなく事後的に認定できる仕組みを新設)
 新築の1.5倍の作業時間 (国から示された標準時間による)

⇒劣化調査の審査を考慮した設定 (結果、増改築の手数料と同額)
 手数料額は神奈川県内で統一となる見込み

手数料表

改正により追加
 (増改築認定と同額)

手数料条例7-(6)-ア		
事前審査あり (長期使用構造評価済)		
住宅の総戸数		建築行為のない 既存住宅の認定
戸建	1	¥12,000
	2 ~ 5	¥23,000
	6 ~ 10	¥40,000
	11 ~ 25	¥61,000
	26 ~ 50	¥110,000
	51 ~ 100	¥170,000
	101 ~ 200	¥290,000
	201 ~ 300	¥360,000
	301 ~	¥400,000

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 手数料額一覧表1【適合性判定関係】

資料3-1

現行

用途	申請床面積	備考	評価方法	
			標準入力法 主要室入力法	モデル建物法
工場等	～ 300・未満		23,000円	19,000円
	300・ ～ 2,000・未満		43,000円	38,000円
	2,000・～ 5,000・未満		100,000円	95,000円
	5,000・～ 10,000・未満		150,000円	140,000円
	10,000・～ 25,000・未満		190,000円	180,000円
	25,000・～		230,000円	220,000円
	工場等以外	～ 300・未満		230,000円
300・ ～ 2,000・未満			370,000円	150,000円
2,000・～ 5,000・未満			530,000円	240,000円
5,000・～ 10,000・未満			650,000円	310,000円
10,000・～ 25,000・未満			770,000円	370,000円
25,000・～			870,000円	440,000円

改正案

用途	申請床面積	備考	評価方法	
			標準入力法 主要室入力法 BESTツール	モデル建物法
工場等	～ 300・未満		23,000円	19,000円
	300・～ 1,000・未満		31,000円	26,000円
	1,000・ ～ 2,000・未満		43,000円	38,000円
	2,000・～ 5,000・未満		100,000円	95,000円
	5,000・～ 10,000・未満		150,000円	140,000円
	※1 10,000・～ 25,000・未満		190,000円	180,000円
	25,000・～		230,000円	220,000円
工場等以外	～ 300・未満		230,000円	87,000円
	300・～ 1,000・未満		290,000円	110,000円
	1,000・ ～ 2,000・未満		370,000円	150,000円
	2,000・～ 5,000・未満		530,000円	240,000円
	5,000・～ 10,000・未満		650,000円	310,000円
	10,000・～ 25,000・未満		770,000円	370,000円
	25,000・～		870,000円	440,000円

【補足】※1 工場等：評価対象が照明設備のみである用途 又は 評価対象とならない部分が大半となる用途のもの
 工場等：（例：工場、危険物の貯蔵又は処理に供するもの、水産物の増殖場若しくは養殖場、倉庫、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設、データセンター）
 工場等以外：（例：診療所・病院、ホテル、大規模物販、小規模物販、飲食店、集会所、事務所、官公署、銀行支店）、映画館、劇場など）
 300m2未満は、追加・変更の適合判定を行う場合に対応

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 手数料一覧表2【向上計画認定・基準適合認定】

資料3-2

現行

用途	申請床面積	適合証あり	適合証なし		
			性能基準適合 (標準計算)	仕様基準適合	
住宅	戸建	～ 200・未満	4,700円	34,000円	17,000円
		200・～	4,700円	38,000円	19,000円
	共同住宅等	～ 300・未満	9,400円	69,000円	33,000円
		300・～ 2,000・未満	20,000円	120,000円	57,000円
		2,000・～ 5,000・未満	45,000円	200,000円	100,000円
		5,000・～	81,000円	280,000円	160,000円
用途	申請床面積	適合証あり	適合証なし		
			標準入力法 主要室入力法	モデル建物法	
非住宅	～ 300・未満	9,400円	230,000円	87,000円	
	300・				
	～ 2,000・未満	27,000円	370,000円	150,000円	
	2,000・～ 5,000・未満	80,000円	530,000円	240,000円	
	5,000・～ 10,000・未満	130,000円	650,000円	310,000円	
	10,000・～ 25,000・未満	160,000円	770,000円	370,000円	
25,000・～	200,000円	870,000円	440,000円		

改正案

用途	申請床面積	適合証あり	適合証なし		
			性能基準 (標準計算)	仕様基準 モデル住宅法 フロア入力法	
住宅	戸建	～ 200・未満	4,700円	34,000円	17,000円
		200・～	4,700円	38,000円	19,000円
	共同住宅等	～ 300・未満	9,400円	69,000円	33,000円
		300・～ 2,000・未満	20,000円	120,000円	57,000円
		2,000・～ 5,000・未満	45,000円	200,000円	100,000円
		5,000・～	81,000円	280,000円	160,000円
用途	申請床面積	適合証あり	適合証なし		
			標準入力法 主要室入力法 BESTツール	モデル建物法	
非住宅	～ 300・未満	9,400円	230,000円	87,000円	
	300・				
	300・～ 1,000・未満	16,000円	290,000円	110,000円	
	1,000・～ 2,000・未満	27,000円	370,000円	150,000円	
	2,000・～ 5,000・未満	80,000円	530,000円	240,000円	
	5,000・～ 10,000・未満	130,000円	650,000円	310,000円	
10,000・～ 25,000・未満	160,000円	770,000円	370,000円		
25,000・～	200,000円	870,000円	440,000円		

【補足】
 ・複数棟認定申請を行う場合は、各棟毎に算出した金額の総額とする。
 ・住宅部分において、共用部分を計算しない評価方法により省エネ性能を算出した場合は、住宅の共用部を除いた面積とする。
 ・変更認定申請の場合は、1/2を乗ずる。